

## 利息支払スキーム取引条件

以下の適格基準を満たすことを条件として、iFOREX は当社単独の裁量により、顧客の有効保有額に毎月利息を支払うことがあります（スキーム）。

### 資格条件

1. 当社単独の裁量に基づき、本スキームは当社の**適格顧客**に利用可能です。すなわち、
  - 1.1. 当社で口座を開設した新規顧客で
  - 1.2. 当社の単独の裁量により時折修正される当社の要件に従って必要な登録手続をパスした顧客で
  - 1.3. 以下の本スキームの**適格基準**を満たすもの。
2. 適格基準 - 適格顧客は、以下の条件がすべて満たされた場合に利息の支払いを受ける権利があります。条件を満たすか否かについては毎日確認されます。
  - 2.1. 適格顧客の口座の有効保有額が 1000 米ドル（または他の通貨で同等額）以上である。
  - 2.2. 適格顧客の最後の取引活動から 30 日以上経過していない。（取引活動とは入金、取引の注文/決済、未決済取引の維持）。

明確にするために記すと、未決済のままの取引が顧客の口座にある場合は、顧客が 30 日間以上積極的な取引活動を行っていない場合、本スキームの対象とみなされます。

### 利息の計算と支払い

1. 利息は毎日 GMT 23:59:59 に、適格顧客の有効保有額の年率 3%と同等だがそれを超過しないレートで計算され（**毎日の計算**）、小数第 2 位までに（日本円の場合は整数に）四捨五入されます。
2. 第 2.1 項に規定する金額を条件として、毎日の利息は、150,000 米ドル（またはその他の通貨で同等の金額）を超えない金額（以下「**上限**」）について計算されるものとします。
3. 上記にかかわらず、顧客の口座の有効保有額が上限を超過する場合、毎日の計算は上限の価値に対してのみ行われます。
4. 適格顧客の累積された毎日の利息は、毎月 5 日に前月分が適格顧客の有効保有額に自動的に入金されます（換算レートが適用される場合があります）。

### その他

1. 当社は、単独の裁量で、適切であると判断した場合、事前に通知することにより、いつでもこのスキームをすべてまたは部分的に変更、改正、中断、中止または終了する権利を有します。
2. 無金利口座はこのスキームから除外されます。当社は単独かつ絶対的な裁量で、当社が妥当とみなす顧客や顧客グループ、国、地域に対して、スキームを提供する権利およびスキームから除外する権利を有します。
3. 当社単独の裁量により、違法、不正、悪用された取引方法や行為のあらゆる兆候や疑惑、ならびに不正行為やマニピュレーション、当社の規約、ポリシー、スキームに関する条件への違反の兆候や疑いがある場合、有効保有額にすでに計上されたすべての利息の支払いを無効にすることができます。そのような状況

下では、当社は、単独の裁量で、顧客との間の契約や適用される法律に基づく当社の権利を制限されることなく、行われたすべての取引とそこで蓄積された利益や損失を無効にして取り消し、すべての関係する口座をブロックする権利を有します。

4. 本スキームと顧客契約の間で特定の条項について矛盾点や曖昧さがある場合は、本スキームの条項が優先されます。
5. 本スキームで使用されるすべての用語は、本文書で定義されている場合を除き、顧客契約におけるそのような用語の意味を有するものとします。
6. ここに特に修正がない場合、顧客契約のすべての条件は引き続き効力を持ち、これを準用します。
7. ここに記載されている場合を除き、顧客契約は変更されず、完全な効力を維持します。